

## 地球温暖化対策計画書等の評価指針

### (目的)

第1 愛知県地球温暖化対策推進条例（平成30年愛知県条例第45号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、特定事業者から知事に提出される地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）及び地球温暖化対策実施状況書（以下「状況書」という。）に記載される温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組の状況等の評価に関する事項を定める。

### (用語)

第2 この評価指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成31年愛知県規則第7号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

### (評価対象)

第3 条例第10条第1項の規定に基づく評価は、計画書及び計画期間の最終年度を対象とした状況書に記載された項目を対象として行う。

### (評価項目)

第4 計画書及び状況書の評価項目は次に掲げるとおりとする。

#### (1) 計画書の評価項目

##### ア 温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標

評価項目は、基準年度の温室効果ガス排出量（以下「排出量」という。）又は排出原単位（排出量を生産数量又は建物延床面積その他の排出量と密接な関係をもつ値で除した値をいう。以下同じ。）に対して設定した目標とする。

排出量及び排出原単位（以下「排出量等」という。）の目標は、計画期間の各年度の排出量等の基準年度に対する削減率の平均値（以下「削減率」という。）を設定する。

##### イ 削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況

評価項目は、排出量を削減するための対策のうち、別表に示す削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況とする。

なお、別表に示す削減対策は、基礎的かつ日常的な対策のうち特に重要としたものを必須対策とし、必須対策の中で基盤的機能を有する対策を基盤対策とする。また、必須対策に該当しない対策を自主対策とする。

##### ウ 温室効果ガスの排出の抑制等に向けた先進的・先導的対策の計画状況

評価項目は、自らのみならず社会全体の温室効果ガス削減に寄与する先進的・先導的な対策であって、以下の1～3に該当する対策の計画期間内における計画状況とする。

1 低炭素型の技術・製品・サービスの調達における対策

次の①又は②に該当する対策とする。

- ① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達
- ② 調達時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（調達先）の温室効果ガス削減につながる取組

2 低炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策

次の①又は②に該当する対策とする。

- ① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供
- ② 提供時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン（供給先）の温室効果ガス削減につながる取組

3 その他の先進的・先導的対策

上記1又は2に該当しないもので、温室効果ガス削減に寄与する対策とする。

- ① 地球温暖化対策の実施状況や排出量の情報開示
- ② 従業員に対する低炭素行動（特定事業者からの排出に関わらないもの）の促進
- ③ 二酸化炭素の吸収源整備
- ④ 地球温暖化対策に関わる人材の育成や技術の伝承
- ⑤ 地球温暖化対策に関わる技術の研究開発の推進
- ⑥ その他温室効果ガスの削減に寄与する対策

**(2) 状況書の評価項目**

ア 温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標の達成状況

評価項目は、上記（1）アの評価項目の達成状況とする。

イ 削減対策の実施状況

評価項目は、別表に示す削減対策の計画期間内における実施状況とする。

ウ 温室効果ガスの排出の抑制等に向けた先進的・先導的対策の実施状況

評価項目は、上記（1）ウの評価項目の達成状況とする。

**(評価基準)**

**第5** 知事は、次に掲げる評価基準に基づき、計画書又は状況書の各評価項目に対し、模範的・先進的（S）、優（A）、良（B）、良未満（C）又は評価なし（-）の判断を行う。

## (1) 計画書の評価基準

### ア 温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標

評価	評価基準
S	評価項目の削減率が6%以上である場合
A	評価項目の削減率が2%以上かつ6%未満である場合
B	評価項目の削減率が0%以上かつ2%未満である場合
C	評価項目の削減率が0%未満である場合

### イ 削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況

評価	評価基準
S	全ての必須対策が実施済又は実施予定である場合
A	次の全てを満たす場合 ✓ 基盤対策が全て実施予定又は実施済 ✓ 次の式で算出される対策の「実施率」が100%以上の場合 $\text{実施率}(\%) = (\text{実施済及び実施予定の必須対策数} + \text{自主対策の対策予定数}^{\ast}) \times 100 / (\text{必須対策のうち該当する対策数})$
B	上記以外の場合

※ 自主対策の対策数の上限は3件までとする。

### ウ 温室効果ガスの排出の抑制等に向けた先進的・先導的対策の計画状況

評価	評価基準
S	次の全てを満たす場合 ✓ 対策の実施予定数が5以上の場合 ✓ 上記の対策が第4(1)ウの1～3の分野のうち2分野以上に該当する場合
A	対策を予定しているが、Sに満たない場合
—	上記以外の場合

## (2) 状況書の評価基準

### ア 温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標の達成状況

評価	評価基準
S	評価項目の削減率が6%以上である場合
A	評価項目の削減率が2%以上かつ6%未満である場合
B	評価項目の削減率が0%以上かつ2%未満である場合
C	評価項目の削減率が0%未満である場合

イ 削減対策の実施状況

評価	評価基準
S	全ての必須対策が実施済である場合
A	次の全てを満たす場合 ✓ 基盤対策が全て実施済 ✓ 次の式で算出される対策の「実施率」が100%以上の場合 $\text{実施率 (\%)} = (\text{実施済の必須対策数} + \text{自主対策の対策実施数}^{\ast}) \times 100 / (\text{必須対策のうち該当する対策数})$
B	上記以外の場合

※ 自主対策の対策数の上限は3件までとする。

ウ 温室効果ガスの排出の抑制等に向けた先進的・先導的対策の実施状況

評価	評価基準
S	次の全てを満たす場合 ✓ 対策の実施数が5以上の場合 ✓ 上記の対策が第4（1）ウの1～3の分野のうち2分野以上に該当する場合
A	対策を実施しているが、Sに満たない場合
—	上記以外の場合

（公表基準）

第6 知事は、計画書又は状況書の各評価項目に対する評価の結果のうち、模範的・先進的（S）及び優（A）なものを公表する。なお、評価項目アについては、排出原単位を選択した場合は、排出量の評価結果と区別して公表する。

【別表】削減対策

番号	名称		基準
1	基盤対策	推進体制の整備	地球温暖化対策を推進するための体制（テナント等を含む。）を構築しており、その活動実態（例えば取組方針の遵守状況の確認等）を記録している。
2		エネルギー利用設備の管理	主要設備を管理する文書（設備の諸元一覧、配管系統図、温室効果ガスの排出削減を意図した管理基準、機能維持の方法、メンテナンスの方法等）を整備しており、その運用実態を記録している。
3		エネルギー使用量等の把握	主要設備（群）の稼働状況及びエネルギー使用量を把握又は推計しており、その値を記録し、見える化している。
4		エネルギー使用実態の確認	設備（群）や施設のエネルギー使用について、稼働時と非稼働時、操業時と非操業時、平日と休日の状況を把握している。
5	必須対策	燃焼設備のエネルギー使用効率の把握・管理	燃焼設備のエネルギー使用効率や、それに関係する燃料使用量、空気比、排ガス温度、給水温度、廃熱回収率、稼働状況（稼働時間、供給温度・圧力、供給量）等を記録し、適切に管理している。また、エネルギー使用効率の変動する傾向を把握している。
6		流体機械のエネルギー使用効率の把握・管理	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機械に対し、流体の漏洩防止や流体輸送時の抵抗の低減に向けた規定があり、規定に基づく管理実態を記録している。
7		流体機械の稼働及び規模の合理化	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機械の負荷の低減を図っている。また、その結果を踏まえた小型化、分散配置等の設備（群）の合理化を図っている。
8		区画ごとの温湿度管理	温度、湿度等の管理値を冷暖房の対象となる区画ごとに規定し、適宜見直している。また、その管理実態を記録している。
9		熱源設備の運用管理	冷却水温度、冷温水温度、圧力等の設定により、熱源設備の効率を高めている。
10		外気導入管理	夏季冷房期間及び冬季暖房期間に外気導入量を抑制し、外気が有効に活用できる期間に外気を積極的に導入している。
11		熱の漏洩防止	熱媒体等の輸送配管、フランジ、バルブ等の断熱・保温をしている。また、工業炉の炉壁外面温度を把握しており、断熱化を図っている。
12		照明設備の運用管理	過剰又は不要な照明をなくすための対策を実施しており、その状況を把握している。
13		高効率な照明設備の導入	点灯時間が年間 3,000 時間以上の照明設備の 8 割以上を高効率タイプとしている。
14		日常的に使用する設備の節電	事務用機器、厨房設備、自動販売機等の従業員等が日常的に使用する電気を消費する設備（他の対策に該当しないもの）について、利用状況に応じた効率的な運転を行っている。
15	ベンチマーク管理 （規則第 3 条第 2 項該当事業者のみに適用する。）	次の事業毎にベンチマーク指標を把握し、該当年度の値が基準年度の値から減少している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニエンスストア業</li> <li>・百貨店業</li> <li>・ショッピングセンター業</li> <li>・ホテル業</li> <li>・食料品スーパー業</li> </ul>	
16	自動車の運用管理	燃料使用量（排出量単位）及び走行距離を把握しており、それらから算出される該当年度の燃費が基準年度の値から向上している。	
17	自主対策	その他の削減対策 自らの温室効果ガスの排出削減につながる 1～16 に該当しない対策を実施し、その効果を試算している。 対策例) 生産プロセスの歩留まり向上策、設備更新、建屋改修など	